

2018年5月23日

欧州財務報告諮問グループ 御中

ディスカッション・ペーパー「資本性金融商品—減損及びリサイクリング」
に対するコメント

1. 当委員会は、2018年3月に公表された、欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）のディスカッション・ペーパー「資本性金融商品—減損及びリサイクリング」（以下「本DP」という。）に対して我々のコメントを提供する機会を歓迎する。
2. 我々は、その他の包括利益（以下「OCI」という。）に含まれる項目のリサイクリングを継続して支持しており、国際会計基準審議会（IASB）との議論の中でも主張してきた。この点で、我々は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融商品（以下「FVOCI」という。）に指定された資本性金融商品のリサイクリング及び減損に関する検討を行うEFRAGの取組みを高く評価しており、また強く支持している。
3. IFRS第9号「金融商品」の要求事項とは異なり、我々は、純損益の目的適合性を高めるためには、FVOCIで計上すべき資本性金融商品の範囲を決定するための定義又は規準を開発することが、オプションを認めるよりも望ましいと考えている。ただし、我々は、FVOCIで計上すべき資本性金融商品の範囲は、本DPにおける主要な論点ではないことを理解している。したがって、本DPの個別の質問項目に対する我々のコメントは、FVOCIで計上すべき資本性金融商品の範囲が、現行のIFRS第9号から変更されないことを前提としている。
4. 本DPの個別の質問項目に対する我々のコメントについては、本レターの別紙を参照されたい。
5. 我々は、EFRAGのDPに対する我々のコメントが、結果としてグローバルな会計基準の改善に貢献することを期待している。ご質問があれば、ご連絡いただきたい。

小野 行雄

委員長

企業会計基準委員会

- IFRS 第 9 号の要求事項とは異なり、我々は、純損益の目的適合性を高めるためには、FVOCI で計上すべき資本性金融商品の範囲を決定するための定義又は規準を開発することが、オプションを認めるよりも望ましいと考えている。ただし、我々は、FVOCI で計上すべき資本性金融商品の範囲は、本 DP における主要な論点ではないことを理解している。したがって、本 DP の個別の質問項目に対する我々のコメントは、FVOCI で計上すべき資本性金融商品の範囲が、現行の IFRS 第 9 号から変更されないことを前提としている。

質問 1

<p>質問 1.1 本 DP の 2.3 項から 2.10 項に示された議論について、どのように考えるか？ リサイクリングの再導入により、長期投資を行う投資家の財務業績の描写が改善すると考えるか？ あるいは、IFRS 第 9 号の既存の要求事項は適切な描写を提供していると考えるか？</p>

- 我々は、OCI に含まれた項目は、例外なく事後的に純損益にリサイクリングされるべきであると考えている。なぜなら、純損益が次のような特徴を有することを可能にし、それによって企業の業績指標としての純損益の目的適合性が確保されるからである。
 - 純損益が、投資の目的に応じた期待リターンに対する不確実性が十分に減少した時点におけるリターンを描写する。
 - 純損益が、全会計期間を通算した純損益の累積額が、全会計期間を通算したキャッシュ・フローの累積額と一致するように、「包括的 (all-inclusive)」となる。

この点から、我々は、FVOCI に指定された資本性金融商品に係る OCI 累積額の当該資本性金融商品の売却又は減損時における純損益へのリサイクリングを支持する、本 DP における分析に同意する。
- なお、本 DP は、リサイクリングによって、長期投資ビジネスモデルのもとで事業を行う企業の業績が財務諸表により適切に反映されることに言及している。しかし、我々は、前項に示した見解に基づき、リサイクリングの対象を、企業が長期投資として保有する資本性金融商品に限定すべきとは考えていない。

4. また、本 DP は、資本性金融商品の売却時における OCI 累積額の純損益へのリサイクリングは、累積的な利得又は損失は保有期間全体の業績に関連するものであることから、処分が生じた期間の業績を適切に反映するものではないとの一部関係者の指摘に言及している。この点、処分が生じた期間に認識される純損益に予測価値が認められない可能性があることには同意するが、我々は、それでもなお、次の理由から、資本性金融商品の売却時における OCI 累積額の純損益へのリサイクリングには、目的適合性があると考えている。

(1) IASB の「財務報告に関する概念フレームワーク」(以下「IASB の概念フレームワーク」という。)の 2.7 項は、「財務情報は、予測価値、確認価値又はそれらの両方を有する場合には、意思決定に相違を生じさせることができる」としている。売却時に認識される純損益は、資本性金融商品が売却された事実を反映するものであることから、確認価値が認められる。我々は、資本性金融商品の保有期間中に公正価値が変動した事実を反映するに過ぎない情報よりも、資本性金融商品が売却された事実を反映する情報の方が確認価値が高く、それゆえ利用者にとってより有用であると考えている。

(2) (IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の第 92 項にしたがって) OCI から純損益に組み替えられた金額に関する開示が提供されることにより、利用者は、純損益の総額と OCI 累積額から純損益にリサイクリングされた金額とを比較することにより、いわゆる「利益の質」を評価することが可能となるはずである。

質問 2

質問 2.1 本 DP の 2.11 項から 2.17 項に示された議論について、どのように考えるか？ 概念的な観点から、リサイクリングには何らかの減損モデルを伴うべきと考えるか？
--

5. 我々は、FVOCI に指定された資本性金融商品に関するリサイクリングは、純損益を通じた減損損失の認識を伴うものであるべきと考える。

6. 我々は、FVOCI で計上される資本性金融商品の会計処理は、二重測定(すなわち、IASB の概念フレームワークの 6.85 項に示される、財政状態計算書と純損益計算書の観点から異なる測定基礎が選択される場合)の典型的な例であると考えている。我々は、財政状態計算書の観点から選択される測定基礎は公正価値となり、純損益計算書の観点から選択される測定基礎は歴史的な原価となると理解している。

7. ある資産の歴史的原価がもはや回収可能でない場合に、純損益を通じて減損損失を認識することは、確立された実務であり、これによって、より目的適合的な情報が提供されることを前提とするものである。この見解は、IASB の概念フレームワーク 6.7 項(c)においても認められている。

質問 4

質問 4.1 資本性金融商品のための堅牢なモデルの一般目的及び主な特徴はどのようなものであるべきと考えるか（目的適合性、信頼性、比較可能性など）？

質問 4.2 2つのモデルのうちいずれを支持するか？

質問 4.3 本 DP に示されたもの以外のモデルについて提案はあるか？ その場合、モデルに関する記述と、なぜ当該モデルが目的適合性、信頼性、及び比較可能性などの特徴を満たすのかを説明されたい。

8. IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」では、売却可能金融資産（以下「AFS」という。）区分に分類された資本性金融商品の減損に伴うリサイクリングが要求されていたが、純損益に減損損失を認識する目的については、明記されていなかった。
9. 我々は、仮に IFRS 第 9 号において FVOCI で計上される資本性金融商品の減損損失が純損益に認識される場合には、そのような減損損失を認識する目的は、本 DP の 2.14 項に記載されている見解に類似するもの、すなわち、発行体の経済状態の識別可能な不利な変動の影響を認識することにより、当該資本性金融商品に対する投資からの全体的な期待リターンを純損益に反映することであると考えている。
10. 我々は、前項で述べた目的を踏まえると、本 DP で議論されている 2つのモデルは、次のように評価できると考える。
- (1) 「再評価モデル」は、当初取得原価を下回る公正価値の下落が、発行体の経済状態の識別可能な不利な変動の影響を理由とするものか否かに関わらずに直ちに純損益に認識されるため、前項に示した目的を達成する可能性は低い。
- (2) 「著しい又は長期にわたる (significant or prolonged)」公正価値の下落などの閾値を考慮することを要求する減損モデルは、前項に示した目的を達成する可能性がより高い。ただし、「著しい又は長期にわたる」公正価値の下落は、発行体の経済状態の識別可能な不利な変動の影響を必ずしも描写するものではないかもしれない。

11. 減損損失の認識のトリガーについて、我々は、本レターの第9項で議論した目的に照らして、利用者に目的適合的な情報を提供する結果をもたらす閾値を決定する必要があると考える。
12. 我々の法域における会計基準では、歴史的に、減損損失の認識のための閾値が、損失の発生に対する不確実性が十分に減少した（すなわち、不可逆である）とみなされる水準に設定されており、また、減損損失の戻入は認められていない。
13. このような比較的高い閾値に基づいて減損損失を認識することで、本レターの第9項で議論した目的が満たされる結果となる可能性がより高くなる。ただし、我々は、このアプローチが、減損損失の認識が遅すぎる結果をもたらすものと捉えられる可能性があることも認識している。反対に、仮に、減損損失の認識のトリガーとして比較的低い閾値が使用される場合、結果として減損損失に本レターの第9項で議論した目的とは必ずしも整合しない損失が含まれる可能性があると考えられる。

質問 5

<p>質問 5.1 減損モデルに定量的な減損のトリガーを含めることを支持するか？ その場合、IFRS 基準の中でトリガーを明記すべきか、又は経営者がトリガーを決定すべきか？</p>
--

<p>質問 5.2 定量的な減損のトリガーを支持しない場合、企業間及び時系列での比較可能性をどのように確保するか？</p>

14. 我々は、IAS 第39号においてAFS区分に分類される資本性金融商品の減損について使用されていた、「著しい又は長期にわたる」規準の適用には、実務上の問題があったことを認識している。したがって、「著しい又は長期にわたる」規準に基づく減損モデルが再導入される場合には、何らかの改善が必要であることに同意する。
15. 我々は、IFRS 基準に公正価値の下落の規模や期間に関する定量的な閾値を導入することにより、企業による判断の負担が軽減され、減損モデルがより運用可能なものとなる可能性があると考ええる。一方、定量的な閾値に基づく画一的な判断は、企業が特定の状況における経済実態を反映することを妨げるため、忠実な表現が達成されない可能性がある。
16. 我々は、前項で述べた、画一性と柔軟性との間のトレード・オフ関係を考慮することが重要であると考えている。特に、仮に定量的な閾値を導入する場合には、企業

が有用な財務情報を提供できるようにするために、反証可能な推定を導入すべきであると考えている。

質問 6

質問 6.1 事後的に公正価値が回復した場合、どのように会計処理すべきか？

質問 6.2 事後的な公正価値の回復の影響を純損益を通じて認識する場合、本 DP の 5.2 項から 5.10 項に記載するいずれのアプローチを支持するか？ その理由は何か？

17. 我々は、事後的な公正価値の回復に関する論点は、減損モデルと併せて対処されるべきであると考えている。
18. 本レターの第 12 項で述べたとおり、我々は、仮に、減損損失の認識の閾値が損失の発生に対する不確実性が十分に減少したとみなされる水準に設定される場合、減損損失の戻入を認識すべきとは思わない。
19. 一方、本レターの第 13 項で述べたとおり、仮に、減損損失の認識の閾値が比較的低い水準に設定される場合、減損モデルの目的がより不明確となり、それゆえ、減損損失の戻入を認識すべきか、及びいつ認識すべきかを決定することが困難となることが考えられる。

以 上